

## 東広島市農業委員会令和3年11月（第12回）総会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月29日(月) 午前14時00分から15時28分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 21人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水壽昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	7	岡土居正弘
8	古本啓之	9	大月みどり	10	岡本義則
11	黒川克輝	12	荒谷義憲	13	住井正美
14	古川國昭	15	原茂正	16	吉高信夫
17	長原毅	19	仲伏英雄	20	杉本源藏
21	脇坂俊之	22	高尾昭臣	23	古川みどり

- 4 欠席委員 2人

番号	氏名	番号	氏名
6	小倉亜紗美	18	在間輝昭

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 3番 清水 壽昭 委員 4番 窪田 恒治 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第56号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について

議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 議案第 58 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画  
 (農地中間管理機構関係分) の決定について
- 議案第 59 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利  
 用配分計画案に対する意見決定について
- 議案第 60 号 農地利用最適化推進委員 (豊栄第 2 地区) の委嘱について
- 議案第 61 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第 62 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 43 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 44 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 45 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 46 号 農地改良届出の受理について
- 報告第 47 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己
局長補佐	大 下 宏 治
局長補佐	定 井 芳 紀
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	津 山 隆 之
農地係主任	和 田 麻依子
農地保全係一般事務員	西 田 直 子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査	崎 里 恵
産業部農林水産課担い手支援係主査	栞 原 大 輔
産業部農林水産課担い手支援係主任	豊 田 宏

議 長	<p>それでは、これより11月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席をさせていただいて議事の進行をいたします。</p> <p>在任委員数が23人中21人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、3番清水委員さん、4番の窪田委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和3年11月29日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和3年11月29日1日限りとさせていただきます。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第56号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、農林水産課より説明をお願いいたします。</p>
崎 里 主 査	<p>失礼します。それでは、議案第56号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明いたします。</p> <p>これより着席して説明させていただきます。</p> <p>配付させていただいております議案第56号別紙をご覧ください。</p> <p>本案は、本年9月に受付しました農業振興地域の農用地区域からの除外申出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更する必要が生じたことから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点について、概要をご説明いたします。</p> <p>議案の3ページをお開きください。</p> <p>農用地区域からの除外についてでございます。</p> <p>本案においては、住宅や駐車場などを目的とした14件の申出に基づき、約26,520㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、従前の手続に従い、庁内関係課及びJ Aなど、関係機関と事前審査を行い、除外の可否判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申出地における土地改良事業の有無は6ページをご確認ください。</p> <p>その結果、一覧表にある14件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の除外要件を満たすことから除外を認めたいと考えております。</p> <p>続きまして、7ページをお開きください。</p> <p>農用地区域への編入についてでございます。</p> <p>本案においては、中山間地域等直接支払いに取り組むことを目的とした1件の申出に基づくもので、1,782㎡を編入しようとするものでございます。農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農振農用地とすべき要件を満たすことから編入を認めたいと考えております。</p> <p>なお、今回の変更に際しては、用途区分変更の申出はございませんでした。また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては、9ページに記載しておりますので適宜ご確認をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第56号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整</p>

議 長	備計画の変更に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第56号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件も東広島市から意見を求められているため、計画内容については農林水産課より説明をいただき、利用集積率については事務局から説明をいたします。</p>
豊田主任	失礼します。私からは、総会議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明をさせていただきたいと思いますが、その前に資料の訂正をさせていただきたいと思います。農業委員会事務局からご説明をよろしくお願いします。
合原主査	<p>それでは、失礼します。記載において誤りが2か所ありますので、訂正をお願いします。</p> <p>1か所目ですが、別紙2、15ページをご覧ください。</p> <p>申請番号が10-27で、受人の住所のところですが、入野仲山台ですが、仲山台の仲の漢字が誤っておりまして、正しくは大中小の中です。</p> <p>続いて、2か所目ですが、申請番号が10-28での受人の住所のところ、ページを開いて16ページをご覧ください。</p> <p>1か所目と同様に、受人の住所で入野仲山台ですが、仲山台の仲の漢字が誤っておりまして、正しくは大中小の中です。誠に申し訳ございませんでした。訂正のほどお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
豊田主任	<p>それでは、総会議案第57号の説明をさせていただきます。</p> <p>これより座ってご説明させていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権の設定の貸借権設定と所有権の移転に係るもので、貸借権設定は55件、総面積は146,975㎡となっております。所有権の移転は1件で、面積は1,890㎡となっております。詳細につきましては、資料をご覧ください。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、12月3日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
定 井 局 長 補 佐	<p>それでは、事務局から利用集積率についてご説明いたします。</p> <p>今回の利用権設定、また後ほどご審議いただきます農地中間管理機構関係の議案のとおりご決定いただきますと、集積率は24.18%となります。前回10月公告時点での集積率が24.12%でございましたので、0.06ポイントの増となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課、事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>意見がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第57号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。

議 長	<p>次に、議案第58号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、議案第58号で農地中間管理機構により集積する農地の一部は次の議案第59号「農地中間事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し付けられます。したがって、農地中間管理機構を介した農地の賃貸という点で密に関連しております議案第58号と議案第59号は併せての説明をお願いいたしますが、異議ございませんか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、この案件も東広島市長から意見を求められているため、議案第58号と議案第59号を併せて農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
栗原主査	<p>それではまず、総会議案の議案第58号の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定」につきましてご説明いたします。</p> <p>それでは、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）についてご説明いたします。</p> <p>それでは、資料をご覧ください。</p> <p>今回利用集積計画につきましては9件、31,557㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。9月の農業委員会総会にて利用集積計画一括方式についてご説明させていただきましたが、今回におかれましても従来の利用集積計画と利用配分計画に分けて審議いただくものと、これらを併せて1本の議案として審議いただく利用集積計画一括方式によるものがございます。申請番号10-1から10-4の4件につきましては従来の利用集積計画によるもので、10-5から10-9までの5件分につきましては利用集積計画一括方式によるものでございます。</p> <p>なお、今回の利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら12月3日付で公告することとしております。</p> <p>続きまして、総会議案の議案第59号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明をいたします。</p> <p>今回利用配分計画案につきましては、21筆、14,796㎡となります。これは、先ほどの議案第58号でご説明いたしました利用集積計画にて農地中間管理機構が中間管理権を取得するもののうち、利用集積計画一括方式を除いた4件分でございます。今回の利用配分計画案につきましては、本日の総会にていただいたご意見を農地中間管理機構に報告し、農地中間管理機構にて農用地利用配分計画を策定の上、知事の認可を受けることとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>まず、議案第58号について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ご意見がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第58号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第58号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第59号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>この議案は先ほど議案第58号と併せて説明がありましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>議案第59号について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>

議 長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第59号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第59号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p>
住 井 委 員	<p>ちょっと聞きたいことがある。</p> <p>養殖場を造るといって、大体、市は池を撤去せえというのに、大丈夫、養殖場を造って、池を造って、それを確認取っとる、きちっと。後々上のほうがもし決壊したら、下へ向いてだ一と来るよ。そこはきちっと凶面なんかが出とるん。</p>
崎 里 主 査	<p>失礼します。先ほどの質問が議案第56号の農業振興地域整備計画、農用地利用計画の変更に関するものだと思いますけれども、議案4ページ、位置番号13番の養鯉業を営むということですね。畝については提出をいただいております。その周辺への影響はないようにということで、そのあたりは確認を取っております。</p>
住 井 委 員	<p>でも石があるので、市は池を撤去せえ、撤去せえというのに逆行しとる思うが。大丈夫や、安全面で。</p>
崎 里 主 査	<p>そのあたりについては配慮を。</p>
住 井 委 員	<p>配慮、それじゃつまらへんわい。絶対大丈夫じゃという保障がない。今はまた災害が多いのに。これは認めるが、また今回も出る、それはどういうふうにするん、農林水産課、池を造って、おかしいと思わん、今。造るんじゃから、きちっとしたもんを。まあ、ええけん。それだけです。うちには関係ないけん、下のもんがばさっと流れるだけじゃけえ。いいです。よう返答しゃあせんけん、どっちみち。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p>
	<p>&lt; 休憩 &gt;</p>
	<p>&lt; 再開 &gt;</p>
議 長	<p>再開をいたします。</p> <p>農林水産課の崎里さん、栗原さん、豊田さん、ありがとうございました。退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。</p>
	<p>&lt; 崎里主査、栗原主査、豊田主任、退室 &gt;</p>
議 長	<p>次に、議案第60号「農地利用最適化推進委員（豊栄第2地区）の委嘱について」を上程いたします。</p> <p>この案件は、先般選考委員会が開催され、選考について審議されたところでございますが、選考委員会委員長の古本委員から説明をいただきます。お願いいたします。</p>
古 本 委 員	<p>農地利用最適化推進委員の選考委員会委員長の古本でございます。</p> <p>豊栄第2地区の欠員になっておりました農地利用最適化推進委員の候補者の選定につきまして、東広島市農地利用最適化推進委員の選考手続等に関する要綱に基づき、第1回選考委員会を9月29日、第2回選考委員会を10月29日に開催したところでございます。委員会のほうでは慎重審議により選考審査を行い、審査の結果、本日の議案にありますように常田武則さんを候補者として決定したところでございます。応募状況とか審査の経緯につきましては、事務局から説明をいただきます。</p>
定 井 局 長 補 佐	<p>それでは、応募状況及び審査の経緯等についてご説明いたします。</p> <p>着席にて説明いたします。</p> <p>豊栄第2地区の農地利用最適化推進委員の欠員補充につきましては、9月13日から10月12日までの1か月間、募集を行いまして、その結果、1名の応募がございました。応募状況につきましては、市のホームページにて中間公表及び最終公表という形で掲載をしたところでございます。推進委員の候補者を選定するための選考委員会につきましては、東広島市農地利用最適化推進委員の選考手続等に関する要綱に基づき、第1回選考委員会を9月29日に開催し、委員長の互選、推進委員の選考方法についてご協議をいただいた後、その後のスケ</p>

定 井 局 長 補 佐	<p>ジュール等についてもご確認をいただいたところでございます。また、第2回選考委員会を10月29日に開催し、そこで最終的な候補者の選考及び決定につきまして、書類審査等により慎重に審議をいただきまして、その結果、常田武則さんを豊栄第2地区の農地利用最適化推進委員に相当であるとして候補者にご決定をいただきました。このたびホームページによる最終公表も11月12日に終了いたしましたので、農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づき、本総会に候補者の委嘱について、議案の6ページにありますように上程をさせていただきます。農業委員会としての決定を求めるものでございます。なお、本日ご決定いただきましたら、12月1日から農地利用最適化推進委員として正式に委嘱することとなります。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見はございませんので、それでは採決に入ります。 議案第60号「農地利用最適化推進委員（豊栄第2地区）の委嘱について」は、議案のとおり委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第60号「農地利用最適化推進委員（豊栄第2地区）の委嘱について」は、議案のとおり委嘱することに決定いたします。 次に、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
津 山 主 査	<p>それでは、総会議案の7ページをご覧ください。 議案第61号について説明いたします。 今月は18件の申請がありました。内訳につきましては、12ページに記載のとおりでございます。 内容については、座って説明させていただきます。 138-1でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、139-2でございます。 自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、140-3と141-4は同一案件ですので一括して説明します。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の会社役員です。現在●●に居住されていますが、これまで実家の農業を手伝ってきた経験から農業にも関心があり、役員として時間もできたことから、このたび一部竹林となっていた場所を開墾され申請されています。申請地では野菜のほかキウイ、ブルーベリーを作付する予定で、譲渡人からも技術指導を受けながら営農される計画です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、142-5と143-6は同一案件ですので一括して説明します。 8ページ、それから9ページをご覧ください。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、144-7でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、145-8でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳で、●●で造園業を営んでおられます。このたび申請地隣接の空き家を購入し、夫婦で営農をされる計画です。これまで実家の野菜栽培を手伝ってこられ、また造園業で培った植物栽培や土壌整備についての知識</p>

津山主査

も生かし、申請地では野菜のほか柿、ウメ、キウイを作付する計画で、春先にかけて土壌の整備、改良を行っていく計画です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、146-9でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積2,470㎡は実家のある●●の耕作面積であり、今回の申請を合わせると3,118㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。

続いて、147-10でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、148-11でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の会社役員です。受人は、●●で農福連携事業を営む法人を営まれています。現在●●を主に、法人で農園を賃借し、職員を中心に野菜の作付を行っておられます。現在の借地は来年度中に解約することとなり、新たな農園を探していたところ、空き家とともに取得可能な本申請地を見つけ取得されようとするものです。空き家には受人の息子が居住し、申請地では土壌改良の後、水稻、大豆、ジャガイモなどから作付していく予定で、農業経験のある息子や経験者の下で営農に従事される計画です。受人には5人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、149-12でございます。

10ページから11ページをご覧ください。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、150-13でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の会社員です。このたび空き家バンクで農地付きの空き家を求め、希望に見合う物件であったことから、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では自家消費用の野菜を作付する予定で、自身の経験と併せ、農家である両親からも技術指導を受ける予定です。受人自らが耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。下限面積については、令和2年11月総会において空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。

続いて、151-14から153-16は同一案件ですので一括して説明します。

11ページから12ページをご覧ください。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳でアパートに居住されています。このたび申請地隣接の空き家を購入し居住され、夫婦と姉家族とで営農をされる計画です。受人は申請地では水稻を中心にナス等の野菜を作付する計画で、農業経験のある姉家族に指導を受けながら営農に従事される計画です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、154-17でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、申請地の隣接地に居住されています。現在の住まいは、5年前に渡人から購入し居住されています。土地にも慣れ、このたび渡人から農地を譲り受ける話があり、購入することとされました。申請地では水稻を作付する計画で、実家でも水稻の作付経験があり、親や知人にも技術を教わりながら営農される計画です。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、155-18でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の会社員です。このたび空き家バンクで農地付きの空き家を求め、希望に見合う物件であったことから、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では自家消費用の野菜を作付する計画で、自身の経験と併せ、書籍等を参考に営農される計画です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。下限面積については、令和3年8月総会において空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。

以上、18件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。

津山主査	以上で説明を終わります。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば、補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言ください。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定いたします。 次に、議案第62号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
大下局長補佐	議案の13ページをお願いいたします。 議案第62号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 座って説明をさせていただきます。 14ページをお願いいたします。 今月は2件の申請がございました。 申請番号25-1は、●●における一般住宅への転用事案でございます。申請地は●●の西約300mに位置する第2種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人が所有する休耕中の農地に新たに住宅を建築するため、転用許可申請をされたものでございます。なお、開発行為に係る許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 次に、申請番号26-2は、●●における墓地への転用事案でございます。申請地は●●の西約350mに位置する第2種農地で、申請人はこの隣地にお住まいの方でございます。申請人の墓地は自宅から離れた山中にあり、墓参りに不便であったため、自宅に隣接する申請地に移設することとし、転用許可申請をされたものでございます。このように、申請地には農地転用の許可を得ることなく墓地が設置されておりました。また、この墓の隣のこの小屋は、これも数十年前に建てたということでもございましたが、これは今年中に撤去するというものではございましたが、これも許可を得ていない無許可の転用に当たるといふものであったため、この2件、墓と小屋、いずれにつきましても始末書を徴取し、法令に基づく適正な手続を指導しております。なお、墓地の経営許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 以上の2件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから本議案を提出するものでございます。 説明は以上でございます。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば、補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
高尾委員	22番の高尾です。 さっきの26-2なんですが、墓地の担当部局との横のつながりはないんですか。いつもこんなん出してから、始末書をするのもええんですが、始末書を書いて行政指導しようということで、もうちょっと横のつながりを持つことはできるんですか。
大下局長補佐	墓地の経営許可の担当部局との連携でございますが、許可申請があった際にはもちろん農地転用の相談、申請があったときには墓地の担当部局にもその旨を伝えておりますし、墓地のほうに先に許可申請の相談等があったときには、その土地が農地である場合にはすぐに連絡をいただいております。連携は取ってはおりますが、このように手続を経ることなく設置されておるといふ事案も多々ございますけども、連携はしっかりと取ってはおりま



和田主任

受人は、●●に本店を置く舗装工事、土木工事、建設資材の販売等を営む会社です。現在●●に建設資材等を集積していますが、市内全域の仕事を受注しており、利便性を確保するため、資材置場及び駐車場として転用するものです。なお、申請地は農地法の許可を得ることなく整地され利用されており、申請人は始末書を添付して農地転用許可申請をされております。

続いて、211-5、212-6は同一事業者による事業であり、関連しますので一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。申請番号211-5は●●の北西に位置する第2種農地で、申請番号212-6は●●の東に位置する第2種農地です。このたび売電を目的とした3か所の太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。なお、申請番号212-6の申請地は、形状不整形により有効活用面積は小さくなっています。

続いて、213-7から216-10は同一事業者による事業であり、関連しますので一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。申請番号213-7は●●の南に位置する第2種農地で、申請番号214-8は●●の南西に位置する第2種農地です。申請番号215-9は、●●の西に位置する第2種農地です。申請番号216-10は、●●の西に位置する第2種農地です。このたび売電を目的とした合計7か所の太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。なお、216-10について、資材を置かれていることを確認いたしましたので申請人に問い合わせたところ、渡人が所有する農地について渡人が以前に農地転用許可を取られた農地について太陽光発電の設置の事業を進められておりますが、資材置場が不足するため、渡人の指示のもと置いているということを確認いたしました。渡人より始末書を徴取し、農地転用許可申請をされております。

続いて、217-11について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

続いて、218-12について説明します。

駐車場への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は●●に居住され、食品加工販売業を営む法人を経営されています。申請地から70m離れた場所にある当該法人の工場の建屋を増築したことにより従業員駐車場が不足するため、本申請地を駐車場として転用するものです。

続いて、219-13について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

続いて、221-15について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

続いて、222-16について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

続いて、223-17及び224-18について、関連しますので一括して説明します。

駐車場及び庭敷への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は、申請地の隣接地に居住されています。申請番号223-17は、受人の妻が自営業を営まれており、自宅にて顧客と打合せをするための来客用駐車場を整備するもので、申請番号224-18は自宅の庭敷を拡張するため、転用するものです。

続いて、225-19について説明します。

駐車場への転用事案です。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は、●●

和田主任

に本店を置き●●に本社工場を置く鍛造品及び金型の製作加工、販売を営む法人です。現在事業拡大により従業員を増員したこと、また工場敷地内に防火水槽を設置する必要があり、駐車場が不足しており、敷地に隣接する本申請地を駐車場として整備するため、転用するものです。申請地については、申請時点において許可を得ることなく砂利を敷かれており、申請人は始末書を添付の上、許可申請をされております。

続いて、226-20について説明します。

養魚場への転用事案です。受人は●●に居住され、養鯉業を営んでおられます。申請地は、●●に位置する農振農用地区域内の農地です。本案件は、コイの養殖を行うため、平成30年12月に農地転用の一時転用許可を取られており、このたび農地転用期間が満了することから、更新のため申請されたものです。本案件は、農地法施行令第11条第1項第1号に規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められることから、農用地区域内の農地転用の不許可の例外に該当します。

続いて、227-21について説明します。

一般住宅への転用事案です。申請地は、●●の南に位置し、●●として昭和61年から平成9年にかけて実施された土地改良総合整備事業により整備された農振農用地区域内の第1種農地です。受人は、現在●●で借家住まいをされています。このたび実家に隣接する父所有の本申請地に居宅を建築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地からは令和3年11月22日付で除外済みです。

続いて、228-22について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

続いて、229-23から232-26は同一案件ですので一括して説明します。

建売住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き建築業等を営む会社です。このたび本申請地に建売住宅25棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。本案件は、令和3年8月総会において農地法第5条の許可申請を別の申請人からされており、審議の結果、許可相当とご判断をいただき、他法令の許可手続中だったものですが、事業者を変更されることとなり、許可申請を取下げられ、新たな事業者により許可申請をされたものです。

以上、説明しました25件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、上程議案中番号208-2、219-13、226-20、227-21、229-23から232-26を意見聴取いたします。

続いて、220-14について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。配置計画について、申請地2,211㎡のうち、太陽光パネル及びフェンスを設置する計画の面積がおよそ1,200㎡で、全体面積の約54.5%となっており、残るおよそ1,000㎡については山影を避ける目的で太陽光パネルを設置できないという理由からメンテナンス機器置場、メンテナンススペース、駐車場、離合スペースとして計画されています。メンテナンス機器等の配置計画等について不明瞭であり、申請に係る事業の目的から見て適正面積であることの判断ができません。また、必要面積のみを転用するために分筆を求めましたが、所有者が今後の耕作の見込みがなく、除草作業についても困難であることを理由として配置計画の変更等はされませんでした。

以上、申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的から見て適正と認められるかどうかについてご審議をお願いしたいと思います。

議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>ここで委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、申請番号220-14の案件については疑義があるため、他の案件と審議を分けて行いたいと思いますが、異議ありませんでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>異議なしということで、それではそのようにさせていただきます。</p> <p>まず、議案第63号のうち、申請番号220-14以外の案件について審議を行います。</p> <p>担当の委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>議案第63号のうち、申請番号220-14以外の案件について、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、申請番号220-14以外の案件について、208-2、219-13、226-20、227-21、229-23から232-26については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、申請番号220-14以外の案件について、208-2、219-13、226-20、227-21、229-23から232-26については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、申請番号220-14について審議を行います。</p> <p>この案件について、担当の委員さんから補足説明をお願いいたします。</p>
木原委員	<p>10番の木原です。</p> <p>この案件について相談があったのですが、要は、太陽光の判断は何で判断するのか。例えば今出てきました1筆が2,200㎡ですよね。これが極端に言えば、結局極論になるかも分かりませんが、太陽光が2,200㎡の中に1個しかないということの許可になるんかということもあろうかと思えます。したがって、何かの判断をここでつくってもらえれば、事務局のほうも楽だろうし、我々が問われても答えられるんじゃないかというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>その他ご意見があれば、お願いいたします。</p> <p>皆さんにお聞きしたいんですが、どう思われますかね。今言う太陽光発電で基準がないんです、面積に対しても。早う言うたら、先ほど説明があったんですが、全部なら一番問題ないんで、全部が太陽光発電じゃないんでちょっと心配したりしとるということで、全体の周りのほうは日照時間が当たらないようなところがあるというふうに聞いております。基準がないんで、さっき言うた山側のほうがちょっと。</p>
高尾委員	<p>これ業者の理由づけはどうですか。業者が1個したというような理由づけは、何で1個やったん。1か所だけしとる。1か所だけということであって。</p>
本越事務局長	<p>木原委員さんは極論で言われたんですけど、筆がありますよね、1筆が。実際に配置面積は半分ぐらいです、その筆のです。そしたら、普通に考えたら半分は何もしてないというような状況なので、それで例えば50%しか太陽光パネルを設置せんに適正と認めるかどうかというのを皆さんで判断いただければと思うんです。どれだけ設置したらオーケーでとかという基準が一切ないんで、土地の形状にもよると思うんです。全部が全部真四角な農地じゃないので。例えばこういう農地で山がせつとるようなところとか、半分ぐらい土手があるよ</p>

本 越 事 務 局 長	うなところとか、いろいろあるので、一概に数値だけで判断はできないと思うんですが、今回のこの議案について皆さんがどう判断されるかの皆さんのご見解をいただければと思うんですが。
窪 田 委 員	さき程の説明は、左側、約半分。これはどうしようということだったんですか。業者が一括して買い取って何をするんですか。 資材置き場？ それなら、分筆して半分だけ残しても、今の所有者は農地として保全できないということでしょう。私はやむを得ないと思います。
議 長	ほかには、こうしたらええというのがありましたら。 ほかにご質問、ご意見はございませんか。
	< なし >
議 長	ないようでしたら、採決に入ります。 議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、申請番号220-14について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 多数挙手 >
議 長	賛成多数ですので、議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、申請番号220-14については、許可することに決定いたします。 続いて、日程第4の報告に入ります。 報告第43号から報告第47号について、事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第43号から報告第47号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしました。 そのうち、私からは報告第43号から報告第46号までの概要を報告させていただきます。 座って報告をさせていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第43号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第44号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページと5ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は6件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 報告第45号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7ページから9ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 10ページをお願いいたします。 報告第46号「農地改良届出の受理について」でございます。 11ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からは、以上でございます。
定 井 局 長 補 佐	私からは報告第47号についてご説明申し上げます。 報告事項の12ページからになります。 この農地利用状況調査にて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告い

定井 局長補佐	ただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認し、非農地として判断したものでございます。志和町内の農地につきまして、14ページの下に掲載しておりますように田31筆を非農地として判断するものでございます。 報告第47号については以上でございます。
議長	続きまして、日程第5のその他に入ります。 事務局からお願いします。
本越 事務局長	私からは下限面積についてご説明いたします。 農地法第3条の規定に基づきまして、農地の売買、貸し借りなどの権利移動をする場合に農業委員会の許可が必要でございますが、本市では許可要件の一つとして下限面積を30aとして平成29年2月から施行しております。この下限面積につきましては、農林水産省からの通知では農業委員会は下限面積の見直しについて毎年検討を行うこととしておりますので、今後の検討スケジュールについてご説明いたします。 資料1の下限面積見直し検討スケジュール(案)をご覧ください。 現在の下限面積30aは平成29年2月に設定し、今年の2月総会においてもこの面積を据え置くこととして決定しております。昨年は、この見直しについての検討を専門委員会である農業振興委員会において事前に検討をいただき、その決定方針に基づき、直近の総会において審議していただいております。したがって、今年度も昨年度と同様、下限面積の見直しについて農業振興委員会において事前に検討していただき、その方針が決定次第、直近の総会で審議、決定していただくように考えています。農業振興委員の皆様には年末でお忙しいとは思いますが、よろしく申し上げます。 なお、昨年度は12月総会の後、部会を開かせていただいておりますので、よかったです今年度も昨年度と同様に12月総会の後に委員会を開かせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	事務局から説明がありました。ご意見等ありましたらお願いいたします。
	< なし >
議長	なければ、事務局の説明のとおり、今後農業振興委員会で下限面積の見直しの必要性などについてご検討をいただきますので、農業振興委員会の委員の皆様よろしく申し上げます。
定井 局長	その他の報告事項といたしまして、まず本日お配りしております農業委員会手帳でございます。来年の2022年度版が発行されておりますのでお使いいただければと思います。 次に、委員さんの活動記録簿の提出についてでございます。 今年の活動記録簿をご提出いただく時期になってまいりました。昨年度と同じような方法になるんですけれども、今年の活動記録簿を来月の12月17日までに農業委員会事務局または各支所、もしくは各出張所のいずれかにご提出いただければと思います。この提出につきましては、後日改めて農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんへ文書にて依頼をさせていただきますので、農業委員さんにおかれましてはあらかじめご承知おきいただければと思います。 なお、来年度、活動記録簿、2022年度版でございますけれども、発行の時期が例年より遅れているようでございます。入り次第、各委員さんへ郵送をさせていただきますので、入り次第新しい活動記録簿をご利用いただければと思います。 以上でございます。
議長	今活動記録簿について提出ということだったんですが、県の農業会議のほうも会議があったときに、とにかく現地で話をしたメモ書きでも、少しでもメモとって、早う言うたら何でも書いてくださいということでありました。これは交付金の対象になっておりますので、一応国のほうもそういうふうな話をしてくるようです。よろしく申し上げます。 以上です。 ほかにありませんか。委員の皆様から何かありましたらお願いします。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは委員の皆様には長時間にわたりご審議を誠に苦勞さまでした。 それでは、大月会長職務代理者から次回の総会について報告をお願いいたします。

大 職 務 代 理	月	失礼いたします。お疲れさまでした。次回の12月総会は、12月24日木曜日10時から本館8階 全員協議会室で開催予定であります。正式には開催通知でご案内させていただきますので、 こちらのほどよろしく願いいたします。
議 長	長	ありがとうございました。 以上をもちまして11月の総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長)      3番 清水 壽 昭 委員      4番 窪 田 恒 治 委員